「まんなかホリデー」への御協力をお願いします!

「まんなかホリデー」って何?

中部地区の公共工事が土曜日に一斉休工することで、建設 業における週休2日(4週8休)の普及を加速することを目 的とした取組です。

時間外労働の上限規制の建設業への適用も間近ですので、 積極的な取組をお願いします。

時間外労働の上限規制って?

労働基準法により、1日8時間、週40時間を超える時間 外労働には月45時間などの上限があり、違反すると罰則が 科されます。この規制の建設業への適用は猶予されていまし たが、2024年4月からは適用されます。

土曜日を絶対に休工しなければならないの?

土曜日の休工を強制するものではありません。

工程や地元条件等により土曜日に施工が必要な場合は、地元条件等を優先し、休工日を振り替えるなどしてください。

土曜日を休工できなくても週休2日の経費補正はありますか?

土曜日を休工したかどうかは経費補正の条件ではありません。 週休2日制工事で、刈谷市週休2日制工事試行実施要領に記載 されている条件を満たせば、経費補正を行います。

<協力をお願いしたいこと>(いずれも強制するものではありません)

- ①土曜日の一斉休工にご協力をお願いします。
 - -2023年 4月~2023年9月:毎月第2-4土曜日
 - •2023年10月~2024年3月: 毎週土曜日
- ②まんなかホリデーチラシの現場への掲示をお願いします。
- ③WEBアンケートへの回答をお願いします。